

衆議院国土交通委員会ニュース

平成 20.4.18 第 169 回国会第 13 号

4 月 18 日、第 13 回の委員会が開かれました。

- 1 観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律案（内閣提出第 11 号）
地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律案（内閣提出第 12 号）
- ・冬柴国土交通大臣、松島国土交通副大臣、谷国土交通大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、質疑を終局しました。

（質疑者及び主な質疑内容）

鈴木 淳 司君（自民）

- ・今回提出されている 2 法案が観光振興に果たす役割とはどのようなものか。
- ・歴史的風致維持向上基本方針に基づく市町村の計画の認定制度が創設されるが、どのような施策が実施され、これまでの課題に対応できるものとなっているのか。
- ・観光の持つ意義について、大臣としてどのような認識を持っているのか。

逢坂 誠 二君（民主）

- ・観光振興及び地域振興施策の方向性についてどのように考えているのか。
- ・国が基本方針を策定する際に国民の意見聴取を行う規定がなぜ法案に設けられていないのか。
- ・個別法が制定されるたびに新たな計画を自治体に策定させ、国が支援を行うという現在の仕組みを見直す必要があるのではないか。

石川 知 裕君（民主）

- ・国道の平泉バイパスの工事において、平成 19 年 4 月時での工事の進捗率は 9 割である。残りの 1 割が 19 年度内に達成できなかった理由は何か。また、今後の計画に影響を及ぼすとして考えられるのは暫定税率がなくなったことの影響か、それとも工事が困難であるための影響か。
- ・観光圏整備による観光旅客来訪・滞在促進法案第 5 条の協議会の構成メンバーとして、「観光圏整備事業の推進を図るのにふさわしい者」とされているが、具体的にどのような者を想定しているのか。

盛山 正 仁君（自民）

- ・この法律案によって、どのように地域の住民と行政の連携が図られ、歴史的なまちづくりが進められていくのか。

- ・滞在型の観光旅行を促進するため、ニューツーリズムの活用・普及を図るなどにより、観光庁がリーダーシップをとって各省一体の取組を進める必要があるのではないかと。

古賀 一 成君（民主）

- ・市町村や都道府県ではなく広域ブロックによる観光に関する情報発信が有効であることから、観光圏整備計画を広域ブロックにおいても策定できることを法律に明記するべきではないか。
- ・観光関係で 3 つの審議会があるが、民間の知恵を取り入れる方法として、その人選に外国人や作家等多様な人材を取り入れるべきではないか。

三日月 大 造君（民主）

- ・地域伝統芸能等を活用した行事の実施による観光及び特定地域商工業の振興に関する法律では具体的に何を支援しており、その実績はどうか。観光関連の法案を整理する必要があるのではないかと。
- ・地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律案第 24 条第 5 項によって、文部科学大臣に事務委譲を要請することができることとされる重要文化財に関する現状変更の許可等について想定される事態とはどのようなケースか。

糸川 正 晃君（国民）

- ・観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律案は、地域における創意工夫を生かすとしているが、国は地域にどのような支援をするのか。
- ・今回の施策により、年間宿泊数を 4 日とする観光立国推進基本計画の目標を達成できるのか。

穀田 恵二君（共産）

- ・重要文化財指定民家における窃盗事件が相次いでいるが、文化庁は防犯のためどのような取組を行っているのか。重要文化財に防犯設備を設置することに対する補助制度を新設すべきではないか。
- ・重要文化財である京都の角屋は、すぐ近くを走るJR山陰本線の騒音と振動により静寂な風情を害され、施設そのものも被害を受けている。JR西日本の監督官庁として対策を指導すべきではないか。

森本 哲生君（民主）

- ・平成20年度においてスマートインターチェンジを整備するための予算として333億円が計上されているが、具体的な整備箇所は決定しているのか。また、国土交通省は、今後10年間でスマートインターチェンジを200箇所以上整備することとしているが、計画の変更について大臣はどのように考えるか。
- ・歴史的風致維持向上基本方針の現在の検討状況及び今後の策定スケジュールは、どのようになっているのか。
- ・歴史的風致維持向上計画の策定に当たっては、国が認定するのではなく市町村が独自に決められるようにすべきだと思うが、どのように考えるか。